

第11章 中小企業に対する助成等

第1節 中小企業に対する公害防止資金融資制度等

第1 中小企業公害防止資金特別融資

中小企業における公害防止施設の整備改善を促進するため、府は昭和36年度から中小企業公害防止資金特別融資制度を発足させ、年々その内容の充実に努めてきた。

昭和49年度においては、昭和48年度と比して融資目標額30億円を35億円に、融資期間5年を7年に、無担保枠300万円以下を350万円以下にするなど、その改善を行い、融資利率については、一般の金融情勢から1.2%(昭和50年1月4日からは1.7%)の引き上げを行ったが、利子補給率を引き上げることによって、実質的に利用者の負担増とならないよう配慮した。

融資状況は、昭和49年度では総件数 350件、融資金総額 3,498,500千円で、昭和48年度の実績に比して、それぞれ20%、16.6%の増となっている(表3-11-1)。また、融資対象企業に対する利子補給金交付額は、制度の充実に伴って年々増大してきており、昭和49年度は、総額 348,283千円を交付した。

表3-11-1 施設別融資実績(昭和49年度)

対 象 施 設	件 数	融 資 金 額
ばい煙・有害物質・粉じん処理施設	155	1,322,200(千円)
汚 水 処 理 施 設	128	1,315,900
騒 音 ・ 振 動 防 止 施 設	57	779,900
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	10	80,500
合 計	350	3,498,500

第2 中小企業設備近代化資金等の貸付け

府は、設備の近代化を図る中小企業者に対して、中小企業設備近代化資金の貸付けを、また、中小企業者の事業の協同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化を図る中小企業者に対しては、中小企業高度化資金貸付けを行っているが、このうち公害防止に係る昭和49年度の貸付実績は、表3-11-2及び表3-11-3のと

おりである。

表3-11-2 中小企業設備近代化資金貸付実績(昭和49年度)

貸付対象	件数	金額
水質汚濁防止関係	30	172,228 (千円)
大気汚染防止関係	9	46,441
騒音防止関係	2	11,156
産業廃棄物処理関係	2	9,372
特定物質処理関係	3	21,169
その他	3	14,125
合計	49	274,491

表3-11-3 中小企業高度化資金貸付実績(昭和49年度)

貸付の種類	貸付の対象	件数	金額
共同公害防止資金	汚水処理施設	2	336,240 (千円)
	大気汚染防止施設	1	66,400
	産業廃棄物関係	1	146,560
工場等集団化資金	騒音・振動型工場の集団化	2	468,455
合計	計	6	1,017,655

第3 水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業に対する補助

魚介類の水銀、PCB汚染により経営に被害を受けた鮮魚小売商等の中小企業者の事業経営及び生活の安定に資するため、昭和48年9月、「水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する法律」(昭和48年法律第100号)が制定され、府下の市及び町において同法に基づく緊急融資措置が行われた。

府は、この緊急融資措置の円滑な運営を図るため、市町が行う利子補給事業に対し、昭和49年度において次のとおり補助した。

- (1) 対象市町 大阪市ほか21市町
- (2) 利子補給総件数 289件 5,834千円
及び利子補給総額

(3) 府補助額 4,813千円 (うち国庫補助金 3,792千円)

第4 漁業公害対策資金の貸付け

府下沿岸漁業の海洋汚染公害による被害漁業者の生活安定を図るため、府は昭和48年度に引き続き、大阪府漁業協同組合連合会に対し漁業公害対策資金2億円を無利息で貸し付けた。

第2節 工場の適正分散及び集団化の促進

工場と住宅が隣接している住工混在地域においては、現在地での効果的な公害防止対策が容易ではなく、その抜本的な解決方法としては、工場適地への移転又は集団化が必要となる場合が多い。

このため、府は、従来から中小企業公害防止資金融資制度(前掲)の対象に、工場移転資金を加えて個別移転を促進するとともに、財団法人大阪府中小企業団地開発協会及び公害防止事業団による中小企業団地造成事業を積極的に促進し、中小企業の工場集団化による公害の解消に努めている。

財団法人大阪府中小企業団地開発協会による団地の造成分譲事業については、表3-11-4のとおりである。

公害防止事業団による府下で計画された昭和49年度の団地造成事業については、表3-11-5のとおりである。

表3-11-4 財団法人大阪府中小企業団地開発協会による団地造成事業の概要

団 地 名	富 田 林 団 地	柏 原 団 地
場 所	富田林市若松町、中野町、川面町地区	柏原市丹明地区(一部羽曳野市を含む。)
開 発 計 画 面 積	233,961 (㎡)	433,400 (㎡)
昭和50年3月31日現在の 総 買 収 面 積	341,689	419,699

(注) 富田林団地の開発計画面積は換地予定面積である。

表3-11-5 公害防止事業団による団地造成事業の概要（昭和49年度）

団地名	所在地	企業数	面積	総事業費
ジャパンインテリア工業団地	堺市築港浜寺西町（埋立地）	11	79,100 (㎡)	2,100,000 (千円)
堺化学工業団地	〃	10	22,555	700,000
堺刃物工具団地	大阪府泉北1-2区埋立地	10	5,490	490,000
河内長野工業団地	河内長野市上原町	12	12,400	1,325,000
此花自動車整備団地	大阪市此花区常吉町	15	3,600	400,000
此花工業団地（第2次）	〃	6	12,000	473,000

第3節 技術講習会の開催等

第1 公害防止技術者研修の実施

企業に対する公害防止技術の普及を図るため、昭和49年度において表3-11-6のとおり中小企業者及び中小企業の技術者、研究者等を対象とする研修を実施した。

表3-11-6 公害防止技術者研修の実施状況（昭和49年度）

区分	コース	回数	期間	日数	時間	受講者数
長期	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、廃棄物処理等	第1回	昭 49. 10. 18 ? 50. 3. 26	60	180	(人) 52
		第1回	49. 5. 23 ~ 6. 20	13	40.5	40
短期	大 気 関 係	第2回	49. 8. 9 ~ 9. 6	14	40.5	31
		第1回	49. 5. 23 ~ 7. 11	13	37.5	40
中期	水 質 関 係	第2回	49. 8. 9 ~ 10. 1	13	37.5	26
		第1回	49. 5. 23 ~ 8. 8	14	40.5	21
	騒音・振動関係	第1回	49. 5. 23 ~ 8. 8	14	40.5	21
		第2回	49. 8. 9 ~ 9. 28	10	40.5	21

第2 中小企業に対する公害防止技術の指導

中小企業者を対象に公害防止技術についての相談、指導及び実地の巡回指導を実施し、中小企業における公害防止の徹底に努めた。昭和49年度において府立工業技術研究所及び府立繊維技術研究所が行った指導件数は、表3-11-7とのおりであり、また、公害防止巡回技術指導については、 圧延・伸線業、ダイカスト工業及び織物業の業

種からなる21企業に対して実施した。

表3-11-7 公害防止技術相談指導件数（昭和49年度）

区分	指導機関	府立工業技術研究所	府立繊維技術研究所
大気関係		564	12
水質関係		442	30
騒音・振動関係		343	15
産業廃棄物関係		60	—
非用水型染色加工技術		—	43
その他		42	—
合計		1,451	100

(注) 1 非用水型染色加工技術に係る相談については、府立繊維技術研究所において技術開発したものに対する相談、指導であり、特に別項として表示した。

2 「その他」とは、分析方法、公害関係法令の相談等である。

第3 中小企業の公害防止共同事業の推進

中小企業の実情に即した公害防止を促進するため、中小企業が協同組合単位で行う公害防止のための研究事業に対して助成措置を講じ、その推進を図った。

昭和49年度における助成対象組合及び研究事業は次のとおりである。

協同組合	研究事業名
テコウス・リファイナー協同組合	産業廃液の再生技術の確立 (静電処理法による実施研究)
近畿鍛工品事業協同組合	材料及び構造による騒音対策の確立
大阪繊維染色工業組合	排煙脱硫と有色排水処理の確立
大阪公害防止協同組合	公害防止の協同管理の確立
大阪金属塗装工業協同組合	悪臭処理対策の実際について

第4節 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(昭和46年法律第107号)に基づき次の業務を行った。

1 公害防止管理者等資格認定講習の実施

府は、通商産業大臣の委託を受けて、公害防止管理者の資格を付与するための資格認定講習を実施しているが、昭和49年度における実施状況は次のとおりである。

- (1) 実施期間及び場所：昭和49年7月8日から7月18日まで 大阪府職業訓練センター。
- (2) 講習の区分及び修了者数等：表3-11-8のとおり。

表3-11-8 講習の区分及び修了者数等

講習の区分	回数	定員	申込者	修了者
大気関係講習 2種・4種	1回	150人	182人	175人
水質関係講習 2種・4種	1	150	181	177
騒音関係講習	1	150	56	55
合計	3	450	419	407

(注) 講習期間は、いずれも1回について3日間である。

2 公害防止統括者等の届出の受理

知事及び市町村長は、公害防止統括者等の届出の受理事務を行っているが、昭和50年3月31日現在の届出状況は表3-11-9のとおりである。

なお、これら公害防止統括者等に対し、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」第12条の規定による措置の一環として必要な知識を習得させるため、「第2回大阪府公害防止管理者等研修会」を開催した。

表3-11-9 公害防止統括者等の届出状況

種 類		工 場	統括(管理)者	代 理 者
公害防止統括者等		737 (314)	605 (247)	609 (243)
公害防止主任管理者等		23 (7)	24 (7)	24 (7)
公 害 防 止 管 理 者 等	大 気 関 係	第1種	9 (4)	9 (4)
		第2種	71 (43)	71 (38)
		第3種	108 (38)	126 (50)
		第4種	255 (91)	254 (89)
	水 質 関 係	第1種	11 (5)	15 (7)
		第2種	234 (112)	235 (113)
		第3種	22 (6)	26 (6)
		第4種	131 (22)	131 (22)
	騒音関係	9 (8)	8 (7)	7 (5)
	粉じん関係	88 (32)	91 (32)	91 (32)
	計	938 (361)	966 (373)	932 (340)
	合 計	1,698 (682)	1,595 (627)	1,565 (590)

(注) ()内の数字は、市町村長権限のもので内数である。